公益財団法人　安全衛生技術試験協会
令和７年 12 月 12 日

発破技士免許試験（令和７年 12 月５日実施）の不適切な選択肢について

令和７年 12 月５日に実施した労働安全衛生法に基づく発破技士免許試験において、下記のとおり不適切な選択肢があることが判明し、当該選択肢も「正解」とすることとしました。

受験者及び関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、試験問題作成に当たりましては、細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。

記

１　不適切な選択肢及び採点上の措置の内容

五肢択一の次の問において、当初、（２）のみを正解（適切でない）としていましたが、再確認し、検討した結果、（４）も正解（適切でない）とし、採点処理を行いました。

問１８　火工所に関する記述のうち適切でないものは、次のうちどれか。

（１）火工所には、帳簿を備え、責任者を定めて、火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させ、また、その内部は、整理整頓し、必要な器具以外の物を置かない。

●（２）火工所には建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、平屋建の鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とする。

（３）火工所内の見やすい所には、取扱いに必要な法規及び心得を掲示し、また、定員を定めて定員内の作業者又は特に必要のある者のほかは立ち入らない。

●（４）火工所に暖房の設備を設ける場合は、温水、蒸気又は熱気以外のものを使用しない。

（５）火工所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬庫、火気を取扱う場所、人の出入りする建物などに対して安全で、かつ、湿気の少ない場所に設ける。

２　試験の実施状況等

（１）　試験日　令和７年 12 月５日

（２）　合格発表日　令和７年 12 月 12 日

（３）　試験実施場所　北海道、東北、中部、中国四国、九州の各安全衛生技術センター